

山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方について の検討結果 報告書（案） 概要

長野県地方税制研究会

1 検討の目的

課題として提起された、いわゆる「入山税」構想が適正な考えなのか精査することに加え、長野県の山岳・高原の魅力を高め、より多くの人々に長野県を来訪してもらうために、山岳・高原に係る費用と利用者負担との関係を検討し、利用者負担をどうすればよいか、考え方の整理と方向性の提示を行う。

2 長野県における山岳・高原を取り巻く現状

(1) 登山者数・遭難者数の増加

- ・ 登山の目的がレジャー化し、中高年を中心とした登山ブームに加え、「山ガール」に代表されるように、若者にもその人気が高まっている。
- ・ 登山の大衆化や登山者の多様化が進んだ結果、登山者のモラルの低下、準備不足による遭難件数の増加、安易な救助要請の増加等が懸念される状況。
- ・ 県内の遭難者数は、年々増加傾向にある。

【登山者数及び遭難者数の推移】

区 分	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
登山者数	573 千人	585 千人	521 千人	596 千人	638 千人	705 千人	730 千人
遭難者数	179 人	199 人	186 人	231 人	251 人	279 人	329 人

(2) 山岳・高原に係る費用負担のあり方に対する県民意識の高まり

- ・ 平成 23 年 9 月に行われた信州型事業仕分けにおいて、山岳遭難防止対策に係る費用負担のあり方について、見直しを求める意見が多く出された。「入山税」等を導入すべき、との意見もあり、仕分け結果は「要改善」とされた。
- ・ 平成 25 年 6 月に実施された県民アンケートにおいて、県内の山岳への登山や、山岳観光の利用者負担として入山税を導入することについて、賛成が 71%。

3 「入山税」についての検討

いわゆる「入山税」が法定外目的税として導入され、税負担に見合う事業が行われる場合には、登山者（入山者）の受益は明白であり、「入山税」は成立しうる。

ただし、想定される 4 つの行政サービスのうち、山岳遭難救助は「入山税」の対象とされるべきではない。

(1) 山岳遭難救助について

山岳遭難救助という、国民の身体的安全に関わる行政経費については、その性質からして一般的な租税を用いて行うべきであり、国民の生命・身体に関わる行政経費と負担とを突き合わせて考える目的税的な考え方にはなじまない。

(2) 山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレについて

これら3つの行政サービスについては、多少の相違は認められるものの、登山者(利用者)の受益はおしなべて明白であり、かつ行政サービスを充実させる緊要度は高い。したがって、「入山税」を導入し、税負担に相応する水準で、これら3事業の充実を図るという考え方は成立しうる。

4 「入山税」から「山岳・高原の魅力を高める税」への拡張

- ・ 「入山税」の考え方は成り立ちうるが、山岳・高原からの受益は山の頂上にとどまるものではなく、その恩恵を受ける者は広範囲に亘っている。また、「入山税」は徴収方法に課題がある。
- ・ 長野県の財産である山の魅力を守り、後世に引き継いでいくための財源を税に求める場合には、利用者負担の対象をより広く、山岳・高原の自然環境・滞在環境から恩恵を受ける来訪者一般に求めることが考えられる。

5 山岳・高原の保全に対して求められる取組

(1) 中長期的課題

- ・ 山岳・高原からの受益が明らかである、山岳・高原を訪れる者(観光客を中心)に対して、「山岳・高原の魅力を高める税」の負担を求めることは、理論の上で十分に可能。
- ・ 徴収した税の使途として考えられる、「世界水準の山岳高原観光地」づくりに向けた取組はまだ緒に就いたばかりであり、税負担を求める状況にはない。
また、県内観光業が疲弊しており、新税を導入できる環境にはない。
よって、現段階での「山岳・高原の魅力を高める税」の導入は時期尚早である。

(2) 短期的課題

- ・ 長野県の財産である山の魅力を守り、後世に引き継いでいくため、山岳・高原の環境保全に直ちに取り組むべきである。そのための財源として、山岳・高原整備のための協力金等(任意の寄附)の実施を提案する。
- ・ 山岳地域における協力金等の導入の是非や、使途・徴収方法などの具体的な内容は、『山岳環境連絡会』において検討を進めていくことが妥当である。